

第二種特別加入保険料率表(案)

(平成21年4月1日改定予定)

事業又は作業の種類 の番号	事業又は作業の種類	第二種特別加入保険料率	
		現行	改定案
特 1	労働者災害補償保険法施行規則(以下「労災保険法施行規則」という。)第46条の17第1号の事業(個人タクシー、個人貨物運送業者)	1000分の14	
特 2	労災保険法施行規則第46条の17第2号の事業(建設業の一人親方)	1000分の20	1000分の19
特 3	労災保険法施行規則第46条の17第3号の事業(漁船による自営業者)	1000分の46	
特 4	労災保険法施行規則第46条の17第4号の事業(林業の一人親方)	1000分の51	1000分の52
特 5	労災保険法施行規則第46条の17第5号の事業(医薬品の配置販売業者)	1000分の6	1000分の7
特 6	労災保険法施行規則第46条の17第6号の事業(再生資源取扱業者)	1000分の12	1000分の13
特 7	労災保険法施行規則第46条の18第1号ロの作業(指定農業機械従事者)	1000分の5	
特 8	労災保険法施行規則第46条の18第2号イの作業(職場適応訓練受講者)	1000分の6	1000分の5
特 9	労災保険法施行規則第46条の18第3号イ又はロの作業(金属等の加工、洋食器加工作業)	1000分の17	1000分の16
特 10	労災保険法施行規則第46条の18第3号ハの作業(履物等の加工の作業)	1000分の6	1000分の7
特 11	労災保険法施行規則第46条の18第3号ニの作業(陶磁器製造の作業)	1000分の17	
特 12	労災保険法施行規則第46条の18第3号ホの作業(動力機械による作業)	1000分の4	
特 13	労災保険法施行規則第46条の18第3号ヘの作業(仏壇、食器の加工の作業)	1000分の18	
特 14	労災保険法施行規則第46条の18第2号ロの作業(事業主団体等委託訓練従事者)	1000分の6	1000分の5
特 15	労災保険法施行規則第46条の18第1号イの作業(特定農作業従事者)	1000分の8	1000分の9
特 16	労災保険法施行規則第46条の18第4号の作業(労働組合等常勤役員)	1000分の5	1000分の4
特 17	労災保険法施行規則第46条の18第5号の作業(介護作業従事者)	1000分の7	1000分の6

第三種特別加入保険料率(案)

(平成21年4月1日改定予定)

対 象	第三種特別加入保険料率	
	現行	改定案
海外で行われる事業に派遣される労働者等	1000分の5	1000分の4

注) 改定案が空欄の事業については改定は行わない。